

給 与 費

明 細 書

1 特 別 職

区 分	職 員 数	給 与			
		報 酬	給 料	期 末 手 当 (年 間 支 給 率)	
本 年 度	長 等	4	—	49,619	21,325 (3.30月分)
	議 員	60	693,960	—	272,524 (3.25月分)
	その他の 特別職	67	109,895	17,250	7,776 (3.30月分)
	計	131	803,855	66,869	301,625
前 年 度	長 等	4	—	49,619	20,962 (3.25月分)
	議 員	59	682,440	—	263,877 (3.20月分)
	その他の 特別職	67	109,748	17,250	7,591 (3.25月分)
	計	130	792,188	66,869	292,430
比 較	長 等	0	—	0	363
	議 員	1	11,520	—	8,647
	その他の 特別職	0	147	0	185
	計	1	11,667	0	9,195

費			共 済 費	合 計	備 考
地 域 手 当	通 勤 手 当	計			
4,665	—	75,609	10,953	86,562	
—	—	966,484	89,285	1,055,769	
1,690	406	137,017	4,652	141,669	
6,355	406	1,179,110	104,890	1,284,000	
4,541	—	75,122	11,111	86,233	
—	—	946,317	94,314	1,040,631	
1,645	456	136,690	4,791	141,481	
6,186	456	1,158,129	110,216	1,268,345	
124	—	487	△ 158	329	
—	—	20,167	△ 5,029	15,138	
45	△ 50	327	△ 139	188	
169	△ 50	20,981	△ 5,326	15,655	

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数	給与	
		報酬	給料
本年度	23,105 (280)	—	94,320,774
前年度	23,103 (296)	—	95,099,863
比較	2 (△16)	—	△ 779,089

(注) ()内は、短時間勤務職員で外書きである。

費		共済費	合計	備考
職員手当	計			
83,634,050	177,954,824	34,035,207	211,990,031	
83,234,062	178,333,925	34,160,170	212,494,095	
399,988	△ 379,101	△ 124,963	△ 504,064	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	住居手当
	本年度	2,522,725	6,545,951	1,657,108
	前年度	2,504,479	6,277,697	1,564,560
	比較	18,246	268,254	92,548
職員手当の内訳	区分	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当
	本年度	4,098,646	816,845	8,138
	前年度	4,285,293	797,951	8,138
	比較	△ 186,647	18,894	0
職員手当の内訳	区分	勤勉手当	義務教育等 教員特別手当	農林漁業 普及指導手当
	本年度	16,395,006	623,218	27,059
	前年度	15,262,516	684,686	29,050
	比較	1,132,490	△ 61,468	△ 1,991

通勤手当	単身赴任手当	特殊勤務手当	特地勤務手当	へき地手当
2,754,764	82,464	1,703,210	11,642	26,787
2,764,186	86,331	1,709,137	12,462	31,169
△ 9,422	△ 3,867	△ 5,927	△ 820	△ 4,382
夜間勤務手当	休日勤務手当	管理職手当	初任給調整手当	期末手当
748,945	1,635,656	1,286,936	54,053	23,324,307
760,613	1,635,559	1,294,142	58,269	23,430,042
△ 11,668	97	△ 7,206	△ 4,216	△ 105,735
定時制通信 教育手当	産業教育手当	退職手当		
53,844	66,682	19,190,064		
54,917	50,913	19,931,952		
△ 1,073	15,769	△ 741,888		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明
給 料	△ 779,089	1 給与改定に伴う増減分	161,670	$\left[\frac{\text{前年度当初予算計上給料額}}{\text{千円}} \right] \times \left[\frac{\text{給料の改定率}}{\text{改定率}} \right]$ $95,099,863 \times 0.0017$
		2 昇給に伴う増加分	278,930	$\left[\frac{\text{平均昇給間差額}}{\text{千円}} \right] \times \left[\frac{\text{昇給に係る職員数}}{\text{職員数}} \right] \times 3$ $4,839 \times 19,214 \times 3$
		3 その他の増減分	△ 1,219,689	職員の異動等に伴うもの
職員手当	399,988	1 制度改正に伴う増減分	321,767	時間外勤務手当 2,722 千円 初任給調整手当 144 千円 期末手当 111 千円 勤勉手当 891,478 千円 退職手当 △ 572,688 千円
		2 その他の増減分	78,221	給与改定及び職員の異動等に伴うもの

備 考			
給与改定の状況			
前年度	給料の改定率	0.17%	
	給与改定実施時期	平成29年4月1日	
平均昇給率 1.43%			
職員の異動状況			
区 分	現在在職する職員数	そ の 他	計
本 年 度	23,162 (280)	△ 57 (0)	23,105 (280)
前 年 度	29,848 (347)	△ 6,745 (△51)	23,103 (296)
増 減	△ 6,686 (△67)	6,688 (△51)	2 (△16)
(注) ()内は、短時間勤務職員で外書きである。			

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区 分		行政職	公安職	教育職(2)	教育職(3)
平成29年10月1日 現在	平均給料月額	324,514	329,978	364,113	342,425
	平均給与月額	406,890	470,750	426,888	391,077
	平均年齢	44.1	39.8	44.5	41.3
平成28年10月1日 現在	平均給料月額	327,962	330,786	364,183	343,715
	平均給与月額	411,880	474,075	426,660	400,930
	平均年齢	44.3	39.8	44.1	41.4

協 約
328,199
379,872
55.2
330,800
379,043
54.6

イ 初 任 給

区 分		行政職	公安職	教育職(2)	教育職(3)
府 の 制 度	高 校 卒	153,400	178,600	164,500	164,500
	大 学 卒	188,100	211,400	210,100	210,100
国 の 制 度	高 校 卒	147,100	169,500	—	—
	大 学 卒	179,200	200,300	—	—

協 約
—
—
144,500
—

ウ 級別職員数

区	分	行政職		公安職		教育職(2)	
		職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比
平成29年10月1日現在	1 級	780 (0)	15.2 (0)	1,194 (0)	18.2 (0)	607 (2)	14.4 (4.8)
	2 級	697 (0)	13.6 (0)	612 (0)	9.3 (0)	3,422 (40)	81.2 (95.2)
	特 2 級	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	24 (0)	0.6 (0)
	3 級	894 (186)	17.4 (97.9)	1,315 (0)	20.0 (0)	103 (0)	2.4 (0)
	4 級	1,465 (2)	28.5 (1.1)	1,508 (0)	23.0 (0)	60 (0)	1.4 (0)
	5 級	705 (0)	13.8 (0)	1,404 (0)	21.3 (0)	— (—)	— (—)
	6 級	311 (1)	6.1 (0.5)	213 (0)	3.2 (0)	— (—)	— (—)
	7 級	134 (0)	2.6 (0)	217 (0)	3.3 (0)	— (—)	— (—)
	8 級	117 (1)	2.3 (0.5)	94 (0)	1.4 (0)	— (—)	— (—)
	9 級	20 (0)	0.4 (0)	20 (0)	0.3 (0)	— (—)	— (—)
	10 級	1 (0)	0.1 (0)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	計	5,124 (190)	100.0 (100.0)	6,577 (0)	100.0 (0)	4,216 (42)	100.0 (100.0)
平成28年10月1日現在	1 級	882 (0)	16.3 (0)	1,208 (0)	18.4 (0)	772 (2)	15.9 (3.6)
	2 級	646 (0)	11.9 (0)	597 (0)	9.1 (0)	3,875 (53)	79.8 (96.4)
	特 2 級	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	27 (0)	0.6 (0)
	3 級	915 (198)	16.9 (97.5)	1,290 (0)	19.7 (0)	113 (0)	2.3 (0)
	4 級	1,635 (3)	30.2 (1.5)	1,542 (0)	23.4 (0)	67 (0)	1.4 (0)
	5 級	737 (0)	13.6 (0)	1,397 (0)	21.3 (0)	— (—)	— (—)
	6 級	318 (1)	5.9 (0.5)	188 (0)	2.9 (0)	— (—)	— (—)

教育職(3)		協 約	
職員数	構成比	職員数	構成比
953 (0)	14.4 (0)	43 (0)	15.7 (0)
4,954 (9)	74.8 (100.0)	28 (0)	10.2 (0)
52 (0)	0.8 (0)	— (—)	— (—)
344 (0)	5.2 (0)	0 (0)	0 (0)
318 (0)	4.8 (0)	43 (26)	15.7 (100.0)
— (—)	— (—)	160 (0)	58.4 (0)
— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
6,621 (9)	100.0 (100.0)	274 (26)	100.0 (100.0)
1,637 (0)	13.2 (0)	46 (0)	15.3 (0)
9,481 (46)	76.7 (100.0)	32 (0)	10.7 (0)
111 (0)	0.9 (0)	— (—)	— (—)
598 (0)	4.8 (0)	0 (0)	0 (0)
550 (0)	4.4 (0)	50 (26)	16.7 (100.0)
— (—)	— (—)	172 (0)	57.3 (0)
— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

区 分	行政職		公安職		教育職(2)		
	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	
平成28年10月1日現在	7 級	143 (0)	2.6 (0)	228 (0)	3.5 (0)	— (—)	— (—)
	8 級	116 (1)	2.1 (0.5)	93 (0)	1.4 (0)	— (—)	— (—)
	9 級	19 (0)	0.4 (0)	20 (0)	0.3 (0)	— (—)	— (—)
	10 級	2 (0)	0.1 (0)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	計	5,413 (203)	100.0 (100.0)	6,563 (0)	100.0 (0)	4,854 (55)	100.0 (100.0)

(注) ()内は、短時間勤務職員で外書きである。

(行政職の基準となる職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
基準となる職務内容	係 員	係 員	主 係 任 長	課長補佐	主 幹

エ 期末・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計
	6 月	12 月	
本 年 度	2.125 (1.075)	2.275 (1.225)	4.4 (2.3)
前 年 度	2.075 (1.05)	2.225 (1.2)	4.3 (2.25)
国 の 制 度	2.125 (1.075)	2.275 (1.225)	4.4 (2.3)

(注) ()内は、再任用職員である。

オ 定年退職及び勲奨退職に係る退職手当

区 分	20 年 勤続の者	25 年 勤続の者	35 年 勤続の者	最高限度
支 給 率 等	24.586875	33.27075	47.709	47.709
国 の 制 度 (支 給 率 等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709

教育職(3)		協 約	
職員数	構成比	職員数	構成比
— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
12,377 (46)	100.0 (100.0)	300 (26)	100.0 (100.0)

6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
課 長	困難な業務を処理する課長	次 長	部 長	困難な業務を処理する部長

職制上の段階、職務の級等による加算措置	備 考
有	
有	
有	

その他の加算措置等
定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)
定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)

カ 地 域 手 当

支 給 対 象 地 域	1 級 地	2 級 地	3 級 地	4 級 地	5 級 地
支 給 率	17.4	9.4	5.4	4.4	3.2
職 員 数	25	9,361	6,546	1,502	6,008
国の指定基準に基づく支給率	20	10	16、12、6、3 又は0	6 又は0	0

キ 特 殊 勤 務 手 当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種			
		行 政 職	公 安 職	教 育 職(2)	教 育 職(3)
給料総額に対する比率	1.3	0.5	1.9	1.5	1.3
支給対象職員の比率 (平成29年10月1日現在)	42.1	13.2	74.7	41.7	34.7
代表的な特殊勤務手当の名称	警察職員夜間特殊業務手当 教員特殊業務手当 税務手当 警察職員犯罪捜査等業務手当 教育業務連絡指導手当 警察職員警ら作業手当				

協 約
0.7
43.7

ク そ の 他 の 手 当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 主 な 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	一 部 異 なる	家賃 12,000円未満の借家等居住者に 1,000円を支給 最高支給限度額は 30,000円であること
通 勤 手 当	一 部 異 なる	自動車等使用者に 2,600円(通勤距離が片道3キロメートル以上であるときは、1キロメートルまでごとに 620円を加算)を支給 特別急行列車等利用者に支給する特別料金等相当額は往復相当額であること 特別料金等相当額の最高支給限度額は住居が京都府の区域内にある場合 30,000円であること

債務負担行為で平成31年度以降にわたるものについて
及び平成30年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額 (円)	平成29年度末までの支出(見込) 額	
		期 間	金 額 (円)
1 継続			
平成10年度京都市道路公社有料道路整備資金融資債務保証費	建設省及び公営企業金融公庫から貸付けを受ける有料道路整備資金2億6,000万円及びその利子の合計額に相当する額	—	0
平成11年度京都市道路公社有料道路整備資金融資債務保証費	建設省及び公営企業金融公庫から貸付けを受ける有料道路整備資金7億8,000万円及びその利子の合計額に相当する額	—	0
平成12年度京都市道路公社有料道路整備資金融資債務保証費	建設省及び公営企業金融公庫から貸付けを受ける有料道路整備資金13億円及びその利子の合計額に相当する額	—	0
平成13年度京都市道路公社有料道路整備資金融資債務保証費	国土交通省及び公営企業金融公庫から貸付けを受ける有料道路整備資金19億5,000万円及びその利子の合計額に相当する額	—	0
平成14年度京都市道路公社有料道路整備資金融資債務保証費	国土交通省及び公営企業金融公庫から貸付けを受ける有料道路整備資金28億6,000万円及びその利子の合計額に相当する額	—	0
平成16年度中小企業融資保証制度損失補填金	中小企業振興融資・特別小口無担保資金(無担保無保証人資金)、小企業特別融資、小規模企業おうえん融資、創業育成資金、創業者成融資、経営者成融資、経営者成特別融資、経営者成資金、経営者成特別融資及び一般振興融資の融資額410億円以内で、信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済元金額から中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額に対して、中小企業振興融資・特別小口無担保資金(無担保無保証人資金)及び小企業特別融資において100分の100を、小規模企業おうえん融資、創業育成資金及び創業者成融資において100分の80を、経営者成特別融資において100分の65を、経営者成資金及び経営者成特別融資において100分の50を、一般振興融資において100分の25をそれぞれ乗じて得た額の合計に相当する額	平成16年度 ～平成29年度	267,556
平成16年台風第23号非常時緊急融資保証制度損失補填金	台風第23号非常時緊急融資の融資額200億円以内で、信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済元金額から中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額に対して100分の80を乗じて得た額に相当する額	平成17年度 ～平成29年度	18,713
平成17年度中小企業融資保証制度損失補填金	小規模企業おうえん融資、創業育成融資、台風第23号非常時緊急融資、経営者成特別融資、経営者成資金及び一般振興融資の融資額410億円以内で、信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済元金額から中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額に対して、小規模企業おうえん融資、創業育成融資及び台風第23号非常時緊急融資において100分の80を、経営者成特別融資において100分の65を、経営者成資金において100分の50を、一般振興融資において100分の25をそれぞれ乗じて得た額の合計に相当する額	平成17年度 ～平成29年度	279,884